

令和3年度

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

令和3年度 社会福祉法人田子町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

近年、少子高齢化や過疎化が進むことで地域社会が大きく変化し、既存のサービスや個人・家族の努力だけではそれぞれの生活を守ることはもはや難しい時代となっている。

さらには新型コロナウイルス感染症により、人と人が互いに接触する機会を減らすことが求められ、本会が推進するつながりの構築と逆行する形で、社会的孤立が一層顕著な課題となってしまった。

これに対し、国では、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような「地域共生社会」の実現を求めており、本町においても、「田子町型地域共生社会」の実現を今年の基本政策の一つとして掲げている。

今年度もこれまで通りの地域福祉活動が困難な状況が続くと思われる中で、本会としても町をはじめ関係機関、団体や住民との連携をさらに深めながら、地域の中で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、つながりを絶やさないための事業の実施と必要なサービスの提供に努めていく。

2. 基本理念

みんなでつくる心のかようやさしい福祉のまち
～自助・互助・公助と協働で高める地域の福祉力～

3. 推進項目

(一) 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

コロナ禍により人とのつながりが疎遠になりつつある状況であっても、適切な情報の発信や新たな媒体の活用により、地域住民の相互扶助の意識を継続して持ち続けてもらうことで、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として参画する新たな活動の開拓に努める。

① 地域住民の主体的活動の推進

ア. 地域に向いて社協事業の啓発や地域の情報交換を行いながら地域福祉推進に努める。

イ. 町が推進する「田子町地域見守りネットワーク」と連携し、町全体での見守り体制を整備するために、すべての自治会で「ほのぼの協力員」が機能できるよう各自自治会との協議を進めていく。

ウ. 地域ごとに福祉活動に関する組織の設置を目指す。

エ. 福祉安心電話協力員との連携による効果的な見守り活動を推進する。

- オ. 町、田子町民生委員児童委員協議会及び自治会等と協力し、災害時要援護者（単身の高齢者や障害者等）に対する災害時における地域ごとの具体的なネットワーク体制づくりに努める。
- カ. 見守る人、見守られる人を地域で共有できるようにするため、町との協力のもとすべての自治会で見守りマップが作成できるよう努める。
- キ. コロナ禍における見守り活動のツールとして、見守りパンフレットを作成する。

② 当事者の社会参加の促進

- ア. 田子町老人クラブ連合会、田子町身体障害者福祉会、田子町手をつなぐ育成会への助成と各団体の事務局を担当し活動の支援を行う。
- イ. 各福祉団体の自主運営に向けた支援に努める。
- ウ. 在宅介護者を対象にしたリフレッシュ事業を実施する。
- エ. 各地域の「集える場所」等の把握を行いサロン活動の拡充につなげる。
- オ. 各自治会等で実施する高齢者や障害者、子育て支援などのサロン活動に町と共に助成金を交付しサロン活動の普及と充実を図る。
- カ. サロン活動再開に向けて、地域に出向き、感染状況や不安点の確認、その解消策を検討する座談会を実施する。
- キ. 誰でも集える居場所として、サンモール商店街内のにぎわい広場（町商工会管理）にて「ほのぼの・よりみちカフェ」を定期的に開催する。

③ 福祉課題の把握

- ア. 自治会、民生委員、福祉協力員、ほのぼの協力員、福祉安心電話協力員や保健推進員等と連携し地域の福祉課題の把握に努める。
- イ. 各種調査活動を実施し、ニーズの把握と課題の解決に努める。
- ウ. インターネットを活用した調査活動により課題収集の範囲拡大に努める。

(二) 地域福祉サービスの推進

介護保険サービス及び障害福祉サービス等を提供するとともに、地域住民の組織的な活動や他の福祉サービスと合わせ、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりに努める。また、今年度介護報酬改定となる介護保険事業については、今後ますます厳しくなると予想されることから、加算取得のための業務体制の見直しを行いながら、在宅介護のニーズに合わせたサービスの提供に努める。

① 介護保険事業等の運営

ア. 介護保険事業の実施

在宅で介護を要する高齢者や障害者が日常生活の援助を受けながら安心して生活できるように感染症対策に留意しながら努める。また、サービスに対する満足度や要望等の調査を実施し、健全な経営及びサービスの質の向上に努める。

○居宅介護支援事業（介護保険給付）

利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援するとともに、新規の利用者の確保に努める。

○訪問介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

高齢者や障害者が自宅で安心かつ自立した生活が送れるよう365日24時間のサービスを提供する。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携を深め、利用者の状況に応じた情報交換及び援助内容や時間帯等への提案を行い適切なサービスの提供に努める。

○通所介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

利用者の社会参加を促進しながら、個別の心身機能の維持向上を図り、日常生活が活性化するように、利用者ひとりひとりの状態に合わせたサービスの提供に努めるとともに、重度化の予防にも取り組み、「選ばれるデイサービス」を目指す。

イ. 介護予防活動の推進

介護予防に関する講演や講座を開催するとともに、サロン活動でも積極的に介護予防のメニューを取り入れるようサロンリーダーに働きかけるほか、老人クラブ活動や寄りあいっこ事業等で健康づくり体操やレクリエーションを実施し、健康寿命の啓発を行い心身の機能低下を予防するよう努める。

ウ. 田子町老人福祉センターの指定管理事業（令和3年度～令和5年度）

高齢者等の健康及び福祉増進を図るために各種相談、入浴サービス、レクリエーションの場となるよう利用者が安全かつ安心して施設を利用できるよう配慮しながら高齢者福祉の増進に努める。また、利用者自身の趣味や特技等の知識を他の利用者還元するため、施設の積極的な活用を促す。

② 地域福祉活動の推進

ア. 寄りあいっこ事業を毎月1回開催し、閉じこもり予防と仲間づくりを進める。

イ. 配食サービス事業（受託事業）

栄養バランスの取れた定期的な食事を提供し、安否確認と合わせて高齢者等の健康維持・増進を図る。また、病気の時などの緊急時の利用や対象者の拡大等を町と協議検討する。

ウ. 福祉機器の貸出を行い在宅介護の支援を行う。

エ. 福祉有償運送事業（補助事業）

公共交通機関の利用が困難で移動に何らかの制約を抱えている要介護者等の通院や入退院、施設の入退所の送迎サービスを実施する。

オ. 高齢者世帯等の安全のため、町、警察、消防、東北電力、防犯協会等との連携による高齢者等への防火防犯巡回活動を実施する。

カ. 介護教室を開催し介護の知識・技術の習得を支援する。

キ. 日常生活自立支援事業を必要な人たちが利用できるような支援する。

ク. 田子町学童保育施設「すくすく館」の指定管理事業（令和2年度～令和4年度）

児童が放課後や学校が休みの日に安心して利用できる居場所として、町内3ヶ所での学童保育事業を提供し、「遊び」や「生活」を通して子どもの健全育成を図る。

ケ. 「すくすく館」の空き時間に施設を開放することで、子育て中の保護者や子育てに関わっている方とその乳幼児を対象とした子育てサロンを開催し、親子の交流や

情報交換、リフレッシュの場を提供する。また、現場に来たくても来れない方にはオンラインでの対応を実施する。

(三) 福祉教育・ボランティア活動の推進

社会的包摂に向けた地域住民を巻き込んだ福祉教育の推進に努める。また、町とともに住民を対象としたボランティア講座を開催するなどして、ボランティア活動の啓発を進め、人材の発掘及び育成に努める。

① 福祉教育の推進

- ア. 幼児期からの福祉教育のカリキュラム作成に向けて教育委員会等と協議をする。
- イ. 福祉協力校の指定と児童生徒の福祉活動の支援をする。
- ウ. 福祉協力校連絡会議を開催し活動の活性化に努める。
- エ. 福祉の仕事を目指している学生に対して、必要とされる実習プログラムに基づき養成実習の受け入れを行う。
- オ. 障害に対する理解を深めるために学習・啓発活動を行う。
- カ. 町と連携して障害者の就労についての研修会やPR活動を支援する。

② ボランティア活動の推進

- ア. ボランティアに関する情報提供や活動の調整・啓発宣伝を行うボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの配置について、町と協議検討する。
- イ. ボランティア活動の開拓及び連絡調整（斡旋・登録）を行う。
- ウ. サロン活動・イベント等の協力者（様々な特技・技術を持った人）を確保するために町民にPRし、人材登録してもらうよう努め、生きがいを持って生活できるように、福祉人材バンクの設置に向け関係機関と協議検討する。
- エ. ボランティアに関する講座等の開催と組織化を図る。
- オ. 活動の情報提供、各種研修会や体験学習の実施及び出張福祉講座を開催する。

(四) 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

公的なサービスの狭間で支援の手が届かず課題の解決に至っていない人たちも少なくない。コロナ禍で経済的な支援を要する方も増えている現状からも、社会福祉協議会の更なる周知と総合相談事業の充実を図り、あらゆる地域課題を「丸ごと」受け止められる場の整備に努める。

① 福祉情報の提供

- ア. 社協だよりを年4回発行し社協事業の啓発と福祉の情報提供に努める。
- イ. 社協への理解を深め、積極的な活動への参加を勧めるために社協の組織構成や事業についてわかりやすく説明されたパンフレットの作成に努める。
- ウ. 第55回田子町社会福祉大会を開催し福祉のまちづくりの意識を高める。
- エ. コロナ禍で大勢を集めての研修会等が開催できない状況を鑑み、ケーブルテレビで研修内容を収録・放送することで情報を発信していく。
- オ. ホームページの運営・更新により事業運営の透明化の向上、社協事業の啓発と福

祉の情報提供に努める。

② 相談体制の確立

- ア. 関係機関相互の情報交換会、勉強会等を開催し、相談ネットワークを構築するために関係機関と協議する。
- イ. 関係機関（人権・行政相談、法律、介護保険等）と連携を取りながらあらゆる相談に応じ、住民の福祉課題の解決につながるよう心配ごと相談所の充実を図る。
- ウ. 本会の事業に係る苦情受付及び解決について住民並びに役職員への周知を図る。
- エ. 苦情解決、第三者委員を設置し利用者からの苦情を解決するための体制を整備し利用者の権利を擁護するとともに本会が提供するサービスの質の向上を図る。
- オ. コロナ禍における非接触の観点から、ホームページを活用しての相談対応体制を強化する。

③ 生活支援体制の確立

- ア. 住民参加による子育て支援の仕組みを検討するとともに、ファミリーサポートセンターの周知を図る。
- イ. 生活困窮者自立相談支援事業の適切な利用により生活困窮者の経済的自立と生活意欲を促進するとともに、低所得世帯や障害者世帯などに対して民生委員と連携を図りながら生活福祉資金の貸付や償還指導を行い対象世帯の自立を支援する。
- ウ. 緊急の資金などの（たすけあい資金）貸付けを行い、生活の自立を支援する。
- エ. 通院の付き添い、入院時の身元保証人等のさまざまな課題について今後提供できるサービスを町と協議検討する。
- オ. 緊急時にも対応できる居住サービスの活用について町と協議検討する。
- カ. 生活困窮に陥っている方に対し、一時的に食料を提供し支援する。
- キ. 今後の買い物支援の在り方を町、町商工会と協議検討する。

（五）社協基盤の充実強化

当町の財政状況及び時代の変化を踏まえ、事務・事業等の見直しを行いながら、役職員一丸となって自己評価や研修等に積極的に取り組み、経営の健全化に努める。

① 社協組織の強化

- ア. 正副会長会議を毎月開催し、必要な情報交換や運営の協議等を行う。
- イ. 理事会を年4回（6月・6月組織会・12月・3月）のほか必要に応じて開催する。
- ウ. 法人運営の監督及び役員へのけん制機能として定時評議員会を1回（6月）、評議員会を年2回（12月・3月）のほか必要に応じて開催する。
- エ. 適正な事業実施と財務規律強化のため、本会監事による監査を年2回実施（5月・11月）、外部の専門家による会計処理等の点検を実施する。
- オ. 理事・監事、評議員、福祉協力員及び各種委員の研修会への参加及び研修を実施し資質の向上に努める。
- カ. 専門委員会の見直しを図り、理事の担当制や事業への参画がしやすい体制を整備する。

- キ. 本会の理念・基本方針を一層周知し、すべての役職員が目指す方向性を示す。
- ク. 職員全員で社協が実施する事業の自己評価を行い、具体的な課題の改善に取り組む。
- ケ. 社協の事業や組織体制、財政等の基盤を明確化するために、社協発展・強化計画の策定に努める。
- コ. 災害時及び感染症拡大時に対応したマニュアルを精査するとともに、委員会の立ち上げについて検討する。(介護保険事業所義務)
- サ. 災害時の町と社協の業務を明確化するよう協議していく。

② 職員体制の強化

- ア. 職員の地区担当制を設け、地域との情報交換会の計画的な実施に努める。
- イ. 職員の資質向上に向けて職員の職務や習熟度に合わせた内部研修を実施するほか、貸付制度を活用した職員の資格取得支援や外部研修会等へ積極的な参加を支援する。
- ウ. 内部研修の実施や外部研修への派遣等を計画的に実施する。
- エ. 運営改善会議を毎月開催し健全な経営に努める。
- オ. 定例の事業所会議を実施し、業務改善のため現場レベルの職員間で協議する場を確保する。
- カ. 職員の目標の明確化に向け、キャリアパス体制等の人事制度の構築に努める。

③ 財政基盤の整備

- ア. 会費の目的(用途)を明らかにし、会費(員)の募集を行う。特に、町外の業者に向けた団体賛助会費の加入促進に努める。
- イ. 役員及び事務局職員の人件費の公費補助の確保に努める。
- ウ. 共同募金運動に協力し配分金(地域福祉活動資金)の確保に努める。また、青森県共同募金会と連携し、昨年度に引き続きご当地ピンバッジ及びステッカーの作成、ガチャガチャの設置により地域福祉活動の醸成に努める。